

公益財団法人ロータリー日本財団への寄附金に関する税制度について

公益財団法人ロータリー日本財団に対する寄附金について、税制上（所得税、法人税、相続税、及び条例により個人住民税）の優遇措置が適用されます。

個人の寄附金について、所得税及び個人住民税における取扱いの概要を記します。

～個人の寄附金に対する優遇措置～

所得税においては「税額控除」と「所得控除」のどちらかを選ぶことができます。

1. 税額控除

個人が支出した寄附金について確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、以下の算式により算出された額が所得税額から控除されます。

$$[\text{寄附金}(\text{※1}) - 2,000 \text{円}] \times 40\% = \text{税額控除額}(\text{※2})$$

※1 税額控除の対象になる寄附金は、年間所得金額の40%までの金額です。

※2 寄附金の税額の控除額は、年間所得税額の25%までの金額です。

2. 所得控除

個人が支出した寄附金について確定申告時に所得控除制度の適用を選択した場合、以下の算式により算出された額が所得から控除されます。

$$\text{寄附金}(\text{※1}) - 2,000 \text{円} = \text{所得控除額}$$

※1 所得控除の対象になる寄附金は、年間所得金額の40%までの金額です。

- ・ 公益財団法人ロータリー日本財団が発行する領収証と税額控除に係る証明書の写しを添えて確定申告する必要があります。（「税額控除に係る証明書の写し」は税額控除を選んだ方のみ）

個人住民税においては「税額控除」を受けることができます。

3. 個人住民税

一部の都道府県・市区町村では条例の指定により、公益財団法人ロータリー日本財団への寄附金に対し、個人住民税の税額控除が受けられます。

- ・ 条例での指定状況は都道府県によって異なりますので、お住いの都道府県税事務所・各市区町村の徴税窓口までお問合せください。
- ・ 個人住民税の寄附金控除申告は、確定申告の際に、所得税の寄附金控除と一緒にできます。